

市民の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う緊急事態宣言が、本県を含む39県において解除されました。

本市におきましては、これまで観光施設や公共施設等における感染症対策を徹底するとともに、市内事業者やひとり親家庭等の支援が必要な皆様へ市独自の経済支援対策を行うなど、市民の皆様の生命と生活を守り、誰一人取り残すことのないよう、様々な取組を実施してまいりました。

併せて、市民の皆様にも、都道府県をまたぐ移動の自粛や不要不急の外出を避けるなど、感染拡大防止の協力をお願いしてまいりましたが、今般の緊急事態宣言解除においても、「気の緩み」や「再流行」を最大限に警戒するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」への切替や市内経済の循環につきましてもご配慮いただきながら、感染リスクをコントロールし日々の暮らしを取り戻すため、引き続き、次のことについてお願いいたします。

- 1 職場や学校、家庭などにおいて、「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集空間、③間近で会話や発声をする密接空間）」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うようにしてください。
- 2 緊急事態宣言の対象地域への移動を自粛してください。やむを得ず移動する場合は、帰市後の健康観察及び感染拡大防止の徹底にご協力ください。
- 3 仕事などでは、緊急事態宣言の対象地域からの業者等との直接的な接触は極力避けるようにしてください。
- 4 テイクアウトやデリバリーの利用など、買い物はできるだけ市内で、市内でできないものは気仙管内で行うなど、地域の経済を守るためにご協力ください。
- 5 感染拡大に伴い、根拠のないうわさやデマが確認されています。十分な予防対策は必要ですが、出身地、勤務地などによる差別的な対応は慎むようお願いいたします。

令和2年5月15日

陸前高田市市長 戸羽 太